

埼玉県思いやり駐車場制度における多胎妊産婦の扱いについて

資料2

1 埼玉県思いやり駐車場制度の概要

障害者、要介護高齢者、妊産婦など歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで区画の適正利用を推進している。令和5年11月1日から制度開始。

利用証(駐車時にルームミラーに掲示)			
種類	車椅子使用者用	要介護高齢者・障害者用	妊産婦・けが人等用
デザイン			
有効期間	なし(要件に該当しなくなるまで)		あり
区画利用	「車椅子使用者用駐車区画」を優先利用。		「優先駐車区画」を優先利用。「優先駐車区画」がない場合は「車椅子使用者用駐車区画」の利用も可。

利用できる駐車区画		
種類	車椅子使用者用駐車区画	優先駐車区画
概要	車椅子使用者が優先的に利用できる幅の広い駐車区画(幅員3.5メートル以上)	幅の広い区画は必要ないものの、歩行が困難、移動の際に配慮が必要な方が優先的に利用できる駐車区画(幅員3.5メートル未満)
区画表示・整備例	  ステッカー	  ステッカー

2 妊産婦に係る利用証交付基準等

単胎か多胎かの別なく、一律に取り扱っている。

区分	交付基準	利用証の色	利用証の有効期間
妊産婦(出産後は乳児と同伴の場合に限る)	妊娠7箇月から産後1年までの者	オレンジ	妊娠7箇月から産後1年まで

埼玉県思いやり駐車場制度における多胎妊産婦の扱いについて

3 多胎妊産婦の声

県の利用証申請窓口へのご意見(R5.11~R7.2)

- 利用証の有効期間を(産後3年まで)延長してほしい…3件
- 妊娠7箇月より前から利用証を交付してほしい…2件 ▶ 現状でも、移動に配慮が必要であれば、妊娠7箇月前から申請可能。

県議会令和6年12月定例会での一般質問(要約)

- 塩野正行議員 質問
「さいたま多胎ネット」のお母さん方からは、情報交換の場の提供、ベビーシッターの派遣、タクシー券の配布、思いやり駐車場の利用対象を3歳まで延長、同じ保育園に入園できる仕組みなどを進めてほしいとの声が挙がっています。
- 知事 答弁
思いやり駐車場など、県事業についても多胎家庭に寄り添う観点に立ち、必要な支援を検討してまいります。

4 埼玉県の多胎児分娩件数

県内の多胎児分娩は毎年、500件程度である。

	総数	単産	複産	双子	三つ児	四つ児以上
令和4年	43,844	43,343	501	494	7	0
令和3年	45,832	45,318	514	507	7	0
令和2年	47,811	47,295	516	504	11	1

※人口動態調査

埼玉県思いやり駐車場制度における多胎妊産婦の扱いについて

5 他府県の状況

三重県が令和5年4月1日に多胎妊産婦の利用証の有効期間を産後3年までに延長してから、各県に延長の動きが広がっている。

多胎妊産婦の交付基準の有無	
あり	15
なし	24
検討中	4

※令和6年8月千葉県照会結果
※北海道、青森県、東京都、愛知県は制度未導入

交付基準あり15県の有効期間		
～産後1年半	5	岐阜県、和歌山県、福岡県、佐賀県、大分県
～産後2年	1	栃木県
～産後3年	9	富山県、山梨県、三重県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県

交付基準を検討中4県の状況（現在の妊産婦の有効期間）	
岩手県	個別に期間を設定する必要性や妥当性について検討中（現在は産後1年まで）
石川県	交付基準、施行時期を検討中（現在は産後1年まで）
熊本県	単胎児を1年、双子を2年、三つ子以上を3年に延長予定（現在は産後3箇月まで）
宮崎県	多胎児の利用対象期間の延長を求める声があることから他県を参考に検討中（現在は産後3箇月まで）

6 埼玉県の交付基準見直し(案)

(1)内 容

妊産婦のうち、多胎児の場合の有効期間を産後3年まで延長する。

(2)施行日

令和7年4月1日